

愛知県農業委員会事務研究会規約

- 第1条 この事務研究会（以下「会」という）は会員相互の研鑽により資質の向上と技術の修得に努め、もって系統農業委員会の公正なる運営に寄与するとともに、本県農業の振興を図ることをもって目的とする。
- 第2条 この会は愛知県農業委員会事務研究会と称し、事務所を愛知県農業会議事務局内に置く。
- 第3条 この会は市町村農業委員会並びに農業会議、農業委員会協議会等の事務担当職員（以下「会員」という）をもって組織する。
- 2 市町村農業委員会並びに農業会議、農業委員会協議会等にそれぞれ代議員1名を置く。
- 第4条 この会は第1条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 農業に関する調査研究
 2. 講習講話会の開催
 3. 関係団体との連携協力
 4. 会員相互の福祉増進に必要な事項
 5. 県農業会議支部活動の協力に関する事項
 6. その他この会の目的達成に必要な事項
- 第5条 この会に下記の役員を置く。
- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
- 第6条 理事は県農業会議の支部長及び副支部長に選任された農業委員会長の属する農業委員会の事務局長等がたるものとする。
- ただし、理事の任期途中で農業会議の支部長及び副支部長に異動があった場合においても、次期総会において新役員が選出されるまでの間、引き続き理事の職を勤めるものとする。
- 2 会長及び副会長は理事の互選による。
- 3 監事は理事会の議を経て会長が指名する。
- 第7条 理事又は監事が異動等により欠けたときは、その後任者があたり、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはあらかじめ会長が定めた順位に従いその職務を代行する。
- 第9条 役員任期は3カ年とする。
- 但し、再任を妨げない。
- 第10条 会長は年1回総会を招集する。
- 第11条 会長は下記に掲げる場合には臨時に総会を招集しなければならない。
1. 会長が必要と認めるとき。
 2. 代議員の3分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があったとき。
- 第12条 会長は総会を招集しようとするときは開会の7日前に書面をもって総会に付議すべき事項、日時及び場所を代議員に通知しなければならない。
- 但し、緊急の場合にはこの限りではない。

- 第13条 総会は代議員及び役員をもって構成する。
- 2 総会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 第14条 総会は下記に掲げる事項を決議する。
1. 規約の変更
 2. 役員を選出
 3. 毎事業年度の事業計画の設定変更又は廃止
 4. 毎事業年度の収支予算の設定又は廃止
 5. 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認
 6. 他団体への加入脱退に関する事項
 7. その他事業遂行上必要な規定の変更廃止
- 第15条 総会の議事は出席代議員の過半数で決する。
- 2 可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第16条 会長は総会の議長となる。
- 第17条 この会に理事会を置き会長が招集する。
- 2 理事会は本会の運営の万全を期すると共に会員相互の連絡協調に努めるものとする。
- 第18条 監事はこの会の資産及び会計事務を監査する。
1. 監事は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。
- 第19条 この会に事務局を置き、事務局長、その他の職員若干名を委嘱する。
- 2 事務局長は農業会議の事務局長が兼務するものとし、会長の命を受けてこの会の事務をつかさどる。
- 3 事務局職員は事務局長の命を受けてこの会の事務を処理する。
- 第20条 この会の経費は下記に掲げる収入をもって充てる。
1. 会員が負担する会費
 2. 寄付金及び補助金
 3. その他の収入
- 第21条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第22条 この規約に定めるものの外、運営上必要な事項は理事会において定める。
- 第23条 この会の解散は代議員の4分の3以上の同意を必要とする。
- 付 則
この規約は昭和38年7月24日より施行する。
- 付 則
この規約は昭和52年7月14日より施行する。
- 付 則
この規約は昭和57年7月9日より施行する。
- 付 則
この規約は平成15年8月4日より施行する。
- 付 則
この規約は平成17年8月1日より施行する。